

2019 年度香川・愛媛せとうち旬彩館におけるイベント出展要領

2018 年 11 月

香川県

一般財団法人かがわ県産品振興機構

1 趣旨

東京アンテナショップ「香川・愛媛せとうち旬彩館」において、県産品の情報発信、アンテナショップへの誘客等を図るとともに、対面販売による消費者ニーズの収集等を図ることを目的に、イベントを実施する。

2 日程等

- (1) 2019 年 4 月 1 日（月）～2020 年 4 月 5 日（日）で、香川県の該当週に実施する。
（別紙「2019 年度香川・愛媛せとうち旬彩館年間イベント計画表」を参照）
- (2) 開催期間は、原則、1 週間（月曜日～日曜日）とする。
なお、農業者が出展する場合、3 日間以上の出展であれば対応可能とする。
（※3 日間のみ出展は、青果物等の生産者が長期不在のため農地管理作業に影響を与えないようにするための措置です。加工食品、工芸品等の企業には原則として 1 週間単位の利用をお願いしています。ただし、複数業者が 1 週間を交替で数日ずつ分割して利用する場合はこの限りではありません。）
- (3) 出展は、原則年 2 回までとする。
- (4) 出展日程については、かがわ県産品振興機構、香川県、愛媛県、運営受託事業者、アンテナショップ運営協議会との協議により調整するものとする。

3 開催時間

午前 10 時～午後 8 時（日曜日は午後 5 時まで）

4 開催場所

東京都港区新橋 2 丁目 19 番 10 号 新橋マリンビル 1 階

TEL03-3574-2028 FAX03-3574-2029

せとうち旬彩館内 イベントスペース 約 12 m²

5 事務局

一般財団法人 かがわ県産品振興機構

〒760-8570 高松市番町 4 丁目 1 番 10 号

香川県交流推進部県産品振興課内

TEL : 087-832-3384 FAX : 087-806-0237 電子メール : kensanpin@pref.kagawa.lg.jp

6 出展内容

県産品事業者による香川の魅力（県産品・観光地等）を PR できるイベント。

7 出展にあたる注意事項

- (1) 出展物は、郷土色豊かで、消費者に魅力ある県産品であること。
- (2) 出展者は会期中、自社商品等のPR、販売のための販売員等を必ず派遣すること。
- (3) 出展者は出展物に製造者住所、名称及び量目のある商品は必ず表示すること、さらに食品には賞味期限を表示すること。
- (4) 出展台は主催者側準備の台を使用すること。
- (5) 備え付けの備品以外で販売に必要な備品がある場合、申込時に詳細がわかる内容で申請し、申請をもとに事務局は対応可能なものにつき手配する。(出展者負担)
- (6) 設営は、前日の午後6時～8時の間もしくは初日の午前10時までに行い、イベントは午前10時より開催すること。(午前8時から入店可能)
ただし、大きな機械等使用のため、当日設営が不可能の場合は、対応等について協議し調整をする。
- (7) 搬出、清掃は、最終日の午後5時までに出展者がすみやかに行うこと。
- (8) ごみ出しは「生ゴミ」「不燃物」「ダンボール」に分別し、指定の場所に捨てること。
- (9) イベント出展商品は、特産品ショップの運営受託事業者がイベント用としてレジにて精算するものとする。既に常時店頭販売している商品をイベントで販売する場合は、店頭販売と区別できるように各商品のバーコード部分に値札を貼り付けてイベントスペースに出展ください。

8 提出書類

- (1) 様式1「2019年度『香川・愛媛せとうち旬彩館』イベント出展申込書」を事務局へ提出
- (2) イベント終了後30日以内に、様式2「2019年度『香川・愛媛せとうち旬彩館』イベント報告書」を事務局へ提出

9 経費負担等

- 1) イベントスペース使用料、貸出備品使用料(イベントスペースに常設備品)は無料とする。
- 2) 予算の範囲内で、出展にかかる経費を一部支援するものとする。ただし、香川県議会による2019年度予算の議決を条件とする。
 - (1) 下記のいずれかに該当する者を支援の対象とする
 - ① 新規の出展事業者(2017～2018年度にせとうち旬彩館イベントスペースに出展したことがない事業者)
 - ② 主に新商品のPR・販売を実施する事業者(2018年4月以降、新規に販売開始した商品)
 - (2) 支援の対象となる経費の項目
 - ① 出展事業者が派遣する商品等のPR・販売のための販売員等の旅費(香川県内・東京間の交通費)、滞在費(宿泊代): 上限80,000円
 - ② 商品等資材搬送費: 上限20,000円

③ 支出額が支援額の上限に満たなかった場合は、支出実績に応じて支出する。

※ ただし、イベント開催期間が1週間に満たない場合は、経費支援は下記のとおりとする。

・旅費（香川県内・東京間の交通費）・滞在費（宿泊代）：上限 40,000 円

・商品等資材搬送費：上限 10,000 円

(3) 経費支援の上限回数

① 1事業者あたり年度内1回限りとする。

② 新商品については、同一商品に対し1回限りとする。

(4) 支援金の申請・採択

① 経費支援を受けたい場合は、様式1「2019年度『香川・愛媛せとうち旬彩館』イベント出展申込書」と併せて様式3「2019年度『香川・愛媛せとうち旬彩館』イベント経費交付申請書」を2019年1月18日（金）までに提出すること。

② 予算の範囲内で採択を行い、該当者には採択通知を行う。

なお、申込締切時点で、申請者多数の場合は、新規の出展事業者を優先して採択する。新規の出店事業者の申請が多数の場合は、全体の予算の範囲内で調整を行う。

(5) 支払方法

様式4「2019年度『香川・愛媛せとうち旬彩館』イベント経費請求書」（領収書の写し等の添付が必要）に基づき、指定口座に入金する。なお、振込手数料が発生する場合は、支援金から振込手数料分を差し引いて入金する。

10 精算

(1) 精算業務は、一般財団法人かがわ県産品振興機構が行い、運営受託事業者より精算があり次第、すみやかに指定口座へ入金する。

(2) 精算に伴い振込手数料が発生する場合は、精算額から振込手数料分を差し引いて入金する。

11 出展手数料

一律、売上総額の7%とする（運営受託事業者5%、（一財）かがわ県産品振興機構2%）。

12 その他

(1) 天災等その他不可抗力による出展物の損害については、事務局、運営受託事業者とも、その責を負わない。

(2) 1階特産品ショップには、新商品、お薦め商品を毎月入れ替えて紹介販売する「かくれた逸品コーナー」を設けているので、このコーナー用に提案したい商品がある場合は、様式5「『香川・愛媛せとうち旬彩館』への商品提案書」を提出してご協議ください。